

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和3年11月2日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金9,000円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和3年8月3日

(2) 事故発生場所

鳥取市湖山町東五丁目地内

(3) 事故の状況

和解の相手方が、軽乗用自動車で沿道の敷地から一般県道伏野覚寺線に進入しようと
した際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。